

奥州市上下水道事業告示第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和4年3月31日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和4年3月31日

2 汚水を処理すべき区域

水沢

字土器田、字釜田、字水山、字後田、字大明神、字内匠田、字見分森、真城字熊ノ堂、字町屋敷、字垣ノ内、字大学、字堤根、姉体町字石名坂、羽田町駅前一丁目、駅東一丁目、羽田町字堀ノ内、字粟ノ瀬、字中袋、字室ノ木、字明正、字並柳の各字の一部区域

真城字町北裏、羽田町字寺前

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター